

中富良野町公共施設等総合管理計画

平成29年2月
(令和5年3月改訂)

中富良野町

< 目 次 >

1. 計画の目的	
1. 背景と目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	1
4. 計画の対象範囲	2
2. 本町の状況	
1. 自然的・歴史的・社会的・経済的条件の概要	2
2. 人口の推移	3
3. 財政の状況	5
4. 人口の推移を踏まえた今後の財政状況について	7
3. 公共施設の現状と課題	
1. 公共建築物の現状と課題	8
2. インフラ資産の現状と課題	12
3. 人口の推移と将来の負担額について	13
4. 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針	
1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	15
2. 全庁的な取組体制、PDCAサイクルの推進	15
3. 公共施設等の管理への取り組み方針	15
4. フォローアップの実施方針	18
参考資料 公共施設（建築物）一覧表	19

1. 計画の目的

1. 背景と目的

本町では、快適な生活環境の構築や社会的なニーズに対応するため、これまで学校教育施設や集会施設などの公共建築物、道路や下水道などのインフラ施設といった公共施設等の整備を進めてきました。

近年では、昭和41年に建設され老朽化が進んでいた「公民館」に代わり、地域保健福祉の拠点となる「保健センター」と「デイサービスセンター」、生涯学習の拠点となる「公民館」と「図書館」、防災対策の拠点となる「避難所」を兼ね備え、多世代の方々が利用することができる「中富良野町ふれあいセンターなかまーる」が平成26年4月に供用開始されています。

しかし、本町における公共施設については、建設から30年以上経過している公共施設が増えており、今後10年の間には全体のおよそ6割以上が整備から30年以上を経過する状況となります。そのため、近い将来にはこれらの公共施設の更新や大規模改修の時期を迎えることから、多額の維持・更新費用が必要になってくると見込まれます。

今後、更なる人口減少や少子高齢化が進み人口の構造が大きく変化し、税収入の減少や社会保障のための扶助費の増加など、財政状況も厳しさを増していくことが確実な中で、老朽化した公共施設の更新費用や維持管理費用を確保し適正な公共施設の管理運営を図っていく必要があります。

こうした背景を踏まえ、国から示された指針に基づき、町が所有する全ての公共施設等について、老朽化の状況や利用状況などを把握し、町の財政状況や人口の動向などを踏まえたうえで、維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行っていくための中長期的な方針として平成29年3月に「中富良野町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

また、平成30年2月と令和4年4月にそれぞれ国から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」が示され、公共施設等総合管理計画の見直しと充実が求められています。

これらの状況を踏まえ、国からの改訂指針に準拠するとともに、策定から5年を経過した各種数値等を見直すため、「中富良野町公共施設等総合管理計画」を改訂します。

2. 計画の位置付け

本計画については、国が平成25年11月29日に策定した「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、総務省が要請している公共施設等総合管理計画とします。そして、「第6期なかふらのまちづくり総合計画」（令和3年度～令和12年度）を基本とし、対象とする公共施設等における基本的な取り組みの方向性を示すものとします。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間とします。なお、期間内であっても必要に応じて随時計画の内容や対象施設等について見直し、継続した取り組みとしていきます。

4. 計画の対象範囲

本町が所有する財産のうち、全ての公共施設等（庁舎・学校・集会施設などの公共建築物のほか、道路・農道・下水道・農業水利施設などの生活基盤となるインフラ施設などを含む）及び当該施設が立地する土地を対象とします。

なお、計画策定にあたっては、一般財団法人地域総合整備財団が提供する「公共施設更新費用試算ソフト」により、将来の更新費用を推計しています。

2. 本町の状況

1. 自然的・歴史的・社会的・経済的条件の概要

中富良野町は北海道のほぼ中央にあつて、十勝岳の山麓が東北に広がり東西は山岳丘陵で、東経142度26分、北緯43度24分、東西17.9km、南北13.4km、標高185m、総面積108.65km²を有し、北東は上富良野町、南西は富良野市に接しています。

中富良野町の中央部は平坦広潤であり、東北から南西に向かってゆるやかな傾斜をもち、上富良野町に水源を發した富良野川、デボツナイ川、ヌッカクシ富良野川、ベベルイ川の各河川が平野を貫流し東部には十勝岳を主峰とする千島火山脈が連なっていて、遠く大雪山を眺望することができます。

南西方面は夕張山地が南北に縦走していて、夕張岳、芦別岳が富良野高原の景勝をなしており、土質は主として湖成共積土、殖土、泥炭層により成立っており丘陵部は1,400haの畑地帯として利用され、中央平坦部は水田3,300haの内約68%が泥炭地ですが農業基盤整備事業等により大部分は殖壤土に変貌し、現在では肥沃な地質となっています。

気候は内陸性に属し冬の厳寒と夏は酷暑という極端な二面を持ち合わせており、年間平均気温は6.0℃で全道平均より低いですが、夏は最高気温30℃、冬は-25℃にもなり、年間降雨量は900mm前後、積雪は平野部で1m程度、山間部では2～3mにも達し、日照時間は1,500時間前後ですが夏と冬では大きな差が見られます。

中富良野町は明治29年区画測設後、明治31年、石川団体、福井団体が特定地の貸付を受けて移住、明治33年には上富良野駅から中富良野駅に鉄道が敷設され、交通輸送も急速に発達し、移住民も増加し始め、大正6年に上富良野村より分村し、2級町村制を施行、大正12年4月1日1級町村制が実施され昭和39年5月1日に村民念願の町制を施行しました。

人口は4,662人、戸数は2,170戸（令和5年2月28日現在住民基本台帳）ですが、国の高度経済成長政策の始まった昭和30年代のピーク時には人口11,105人、戸数1,771戸（昭和30年国勢調査）を有していました。世帯数が増加しているにもかかわらず、人口が減少しているのはいわゆる核家族化現象と、中富良野町の基幹産業である第1次産業（農業）の低迷により、若年労働力を中心とした人口の都市への流出や、離農による担い手の減少と高齢化が進む過疎化現象によるものです。

分村後は、水田開発が中富良野町における経済発展の最大の道と位置づけ、富良野原野一帯の泥炭湿地の改良を図り、稲作では地域の自然条件に適した良質、良食味米を出荷し、高い評価を受けており、病害虫の発生予察の徹底と減農薬の推進、有機物資材の利用によるクリーン米の生産に取り組んでいます。

畑作ではメロン、スイカなどの果菜類、グリーンアスパラガス、ニンジン、玉ネギなど多様な作物を生産し、最近は特に収益性の高い作物の導入を図っています。また、近年の消費者の健康志向や食品の安全性へのニーズに対して、環境にやさしく安全で安心な有機栽培や減農薬農法も推進し、恵まれた大地を守り育てる土づくりや土地改良事業にも力を入れています。

昭和50年頃からのラベンダーブームは、中富良野町を含めた富良野盆地を一躍観光地として定着させ、第1次産業の流出に対して観光客という形で大きな人の流れが形成され、平成元年4月には「北星丘陵リゾート地区」総合保養地域整備法の地域指定を受け、十勝岳連峰の雄大な景観、富良野盆地に広がるラベンダー畑や田園風景などの豊かな自然を利用した観光開発も行なわれ、本格的なリゾート地として自然と調和した観光の振興を図ってきました。

住宅は市街地を除き、全地域に約350戸の農家住民が散在し、全般的に集落形成は見られませんが、概ね各小学校通学区域、町公民館分館をもって区会を設置し、地域行事も区会ごとに行なわれているのが通例です。

国道は中富良野町市街地から南北に伸び、南は富良野市、北は上富良野町を経て、約50kmで道北の中核都市旭川市に結ばれています。中富良野町内道路は、平坦地は碁盤目であり、山間地は比較的奥まで整備されていますが、軟弱地盤（泥炭地帯）であるため、近年交通量の増加や車両の大型化に伴い、経年変化による局部的段差の発生、舗装の劣化などがみられ、路面状態を維持する上でもより一層安全な道路の整備が求められています。

2. 人口の推移

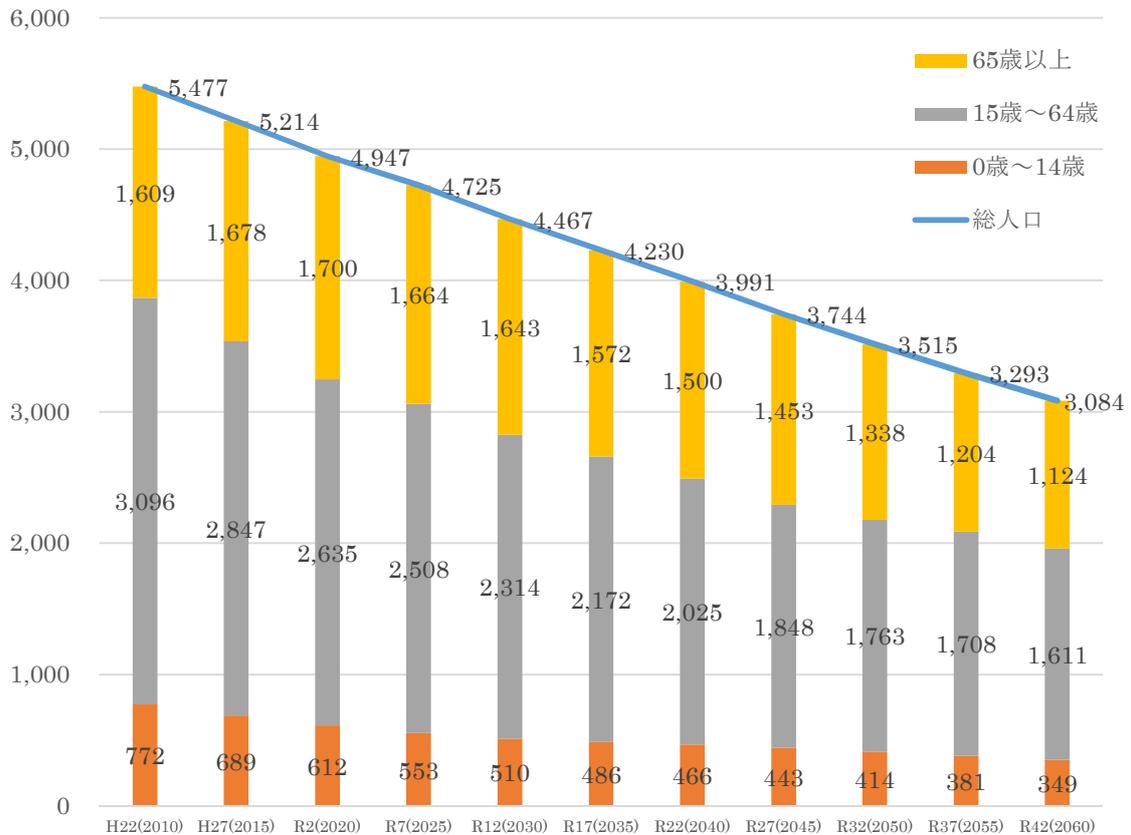
本町の人口は、昭和30年（1955年）の11,105人をピークに減少傾向にあり、平成27年（2015年）は5,214人となっており、今後も減少の傾向が続くと見込まれます。人口構成で見ると、高齢者人口（65歳以上）が増加し、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少しています。本町では、令和3年3月に策定した「第2期中富良野町地域総合戦略」の策定と合わせて、「中富良野町地方人口ビジョン（改訂版）」を策定しており、その中で人口の将来展望を推計しています。これによると、本町の将来人口動向は、令和27年（2045年）には総人口が3,744人まで減少すると推計されています。平成27年（2015年）と比較すると、15歳から64歳までの生産年齢人口については2,847人（54.6%）から1,848人（49.4%）まで大きく減少し、0歳から14歳までの年少人口も689人（13.2%）から443人（11.8%）になると予測されています。65歳以上の高齢人口については1,678人（32.2%）から1,453人（38.8%）と人口は減少するものの、比率が6.6ポイント上昇し高齢化率がさらに進むと予測されています。今後は、このような人口減少や人口構成の変化に合わせて、高齢化社会に対応した施設の整備や、少子化による影響を考慮した施設の有効活用などを検討していく必要があります。

【中富良野町の人口の推移と構成比率】

	総人口	年少人口 (0～14 歳)		生産年齢人口 (15～64 歳)		高齢人口 (65 歳～)	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率
H22 (2010)	5,477	772	14.10	3,096	56.53	1,609	29.37
H27 (2015)	5,214	689	13.22	2,847	54.60	1,678	32.18
R 2 (2020)	4,947	612	12.37	2,635	53.27	1,700	34.36
R 7 (2025)	4,725	553	11.71	2,508	53.07	1,664	35.22
R12 (2030)	4,467	510	11.41	2,314	51.80	1,643	36.79
R17 (2035)	4,230	486	11.50	2,172	51.34	1,572	37.17
R22 (2040)	3,991	466	11.69	2,025	50.73	1,500	37.58
R27 (2045)	3,744	443	11.82	1,848	49.37	1,453	38.81
R32 (2050)	3,515	414	11.78	1,763	50.15	1,338	38.07
R37 (2055)	3,293	381	11.56	1,708	51.88	1,204	36.56
R42 (2060)	3,084	349	11.31	1,611	52.23	1,124	36.46

資料: 令和3年3月策定の「第2期中富良野町地域総合戦略」における「中富良野町地方人口ビジョン(改訂版)」より

総人口 (人)



3. 財政の状況

(1) 歳入

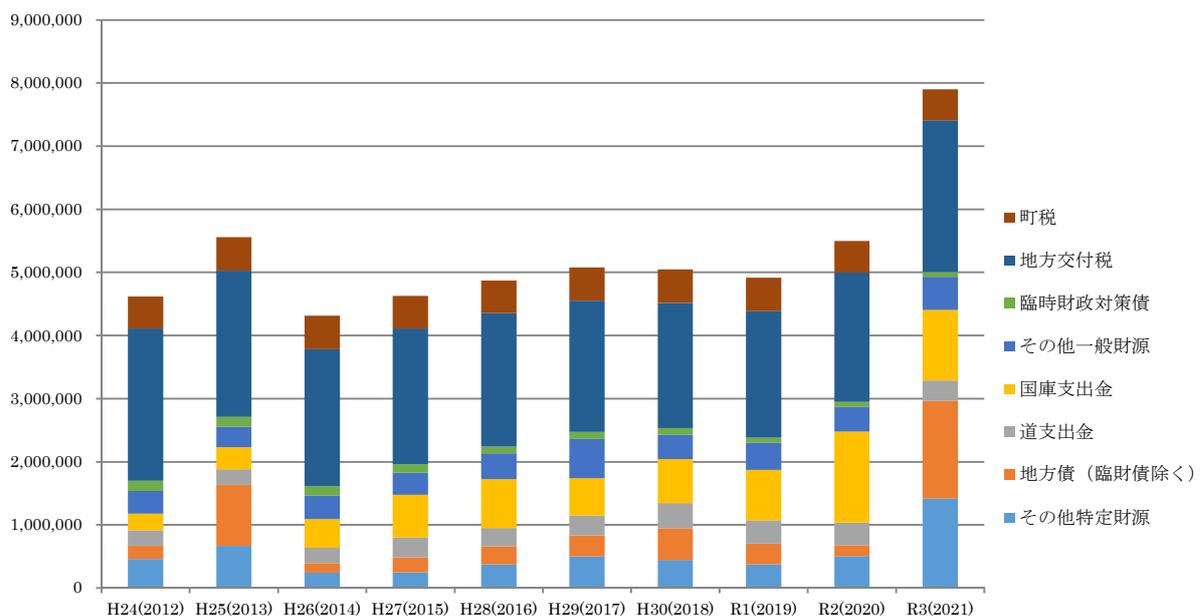
令和3年度の歳入決算額は79.0億円となりました。平成24年度以降、国の経済対策などの影響もあり決算額は高く推移しており、令和3年度は国営土地改良事業負担金償還事業による分担金及び負担金と地方債の借入により大幅に増加しています。主な歳入の自主財源である地方税収入については、概ね5.2億円前後で推移していますが、生産年齢人口が減少することが予想されている中、今後の税収増は見込めない状況にあります。また、地方交付税については、令和3年度決算で歳入全体の30.4%、平均だと42.3%ほどを占めており、本町の歳入は地方交付税に大きく依存している状況です。

【普通会計における歳入決算の推移】

(単位：千円)

	町税	地方 交付税	臨時財政 対策債	その他 一般財源	国庫 支出金	道支出金	地方債 (臨財債除 く)	その他 特定財源	歳入合計
H24(2012)	508,333	2,411,524	161,150	358,769	265,157	245,552	206,800	462,093	4,619,378
H25(2013)	529,304	2,313,501	158,451	322,376	353,692	243,463	970,000	665,355	5,556,142
H26(2014)	531,130	2,170,411	143,203	374,301	455,129	244,421	150,200	244,591	4,313,386
H27(2015)	513,636	2,148,629	138,826	349,262	678,295	312,515	237,400	247,295	4,625,858
H28(2016)	514,537	2,112,267	106,429	409,051	775,643	290,793	288,300	372,192	4,869,212
H29(2017)	521,546	2,080,062	110,329	624,161	589,759	314,719	335,800	499,358	5,075,734
H30(2018)	529,856	1,984,946	106,262	381,226	700,713	401,057	497,900	445,643	5,047,603
R1(2019)	531,198	2,006,513	78,353	432,758	794,596	369,480	333,500	371,587	4,917,985
R2(2020)	498,845	2,051,511	77,684	390,087	1,442,442	362,502	170,500	504,603	5,498,174
R3(2021)	490,001	2,401,275	74,512	524,491	1,122,087	320,477	1,547,200	1,417,934	7,897,977

(単位：千円)



(2) 歳出

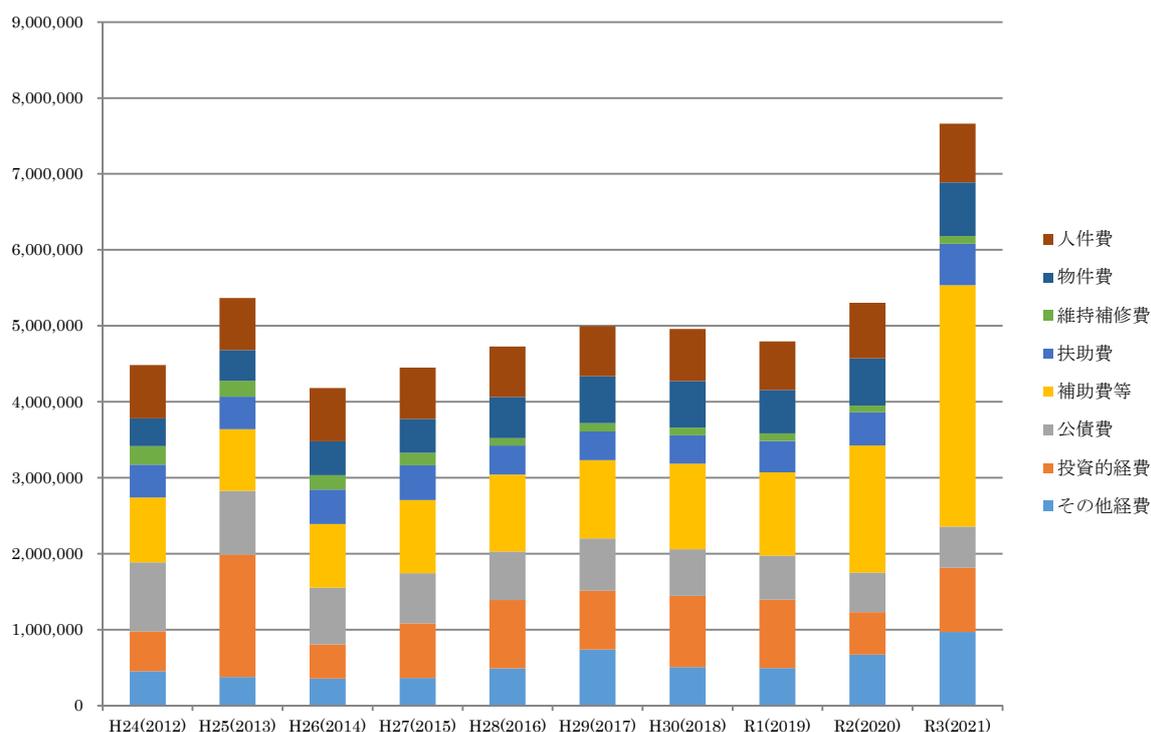
令和3年度の歳出決算額は76.6億円となりました。本町では、平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間とする「第5期なかふらのまちづくり総合計画」に基づき行財政改革に取り組んできたことで、人件費（職員給）や公債費は年々減少してきました。一方で、子育てへの支援や高齢化が進展していることへの対応として扶助費は年々増加傾向にあり、平成24年度に4.3億円でしたが、令和3年度には5.5億円となっています。また、普通建設事業費については、事業の進捗状況などにより各年度で増減がありますが、平成25年度に「ふれあいセンターなかまーる」を建設したため、大幅に増加しています。

【普通会計における歳出決算の推移】

(単位：千円)

	人件費	物件費	維持補修費	扶助費	補助費等	公債費	投資的経費	その他経費	歳出計
H24(2012)	699,845	368,618	242,216	433,906	851,093	908,131	528,696	451,572	4,484,077
H25(2013)	682,973	402,776	210,402	432,124	808,834	840,819	1,611,300	376,346	5,365,574
H26(2014)	701,876	446,752	189,537	452,618	837,182	747,571	448,623	357,225	4,181,384
H27(2015)	677,065	444,373	166,184	459,488	958,474	662,871	719,669	363,281	4,451,405
H28(2016)	663,422	543,407	96,946	378,821	1,015,003	637,217	901,962	490,403	4,727,181
H29(2017)	661,691	614,979	112,714	378,597	1,029,861	686,439	775,748	737,906	4,997,935
H30(2018)	683,433	614,165	100,343	375,213	1,126,443	611,099	939,812	506,897	4,957,405
R1(2019)	638,506	570,521	99,619	412,222	1,099,196	577,349	899,628	496,425	4,793,466
R2(2020)	733,886	623,132	86,152	438,869	1,669,704	524,502	556,668	672,605	5,305,518
R3(2021)	776,805	706,539	98,055	548,671	3,176,645	541,077	847,720	968,328	7,663,840

(単位：千円)



4. 人口の推移を踏まえた今後の財政状況について

令和3年3月に策定した「中富良野町地方人口ビジョン（改訂版）」では、国立社会保障・人口問題研究所推計（2015年国勢調査基準）を採用せず、現状値に近い、国立社会保障・人口問題研究所推計（2010年国勢調査基準）を基準に、2025年から合計特殊出生率を1.92とし、人口流出入の差分（マイナス幅）を10%減少させた結果を目標推計値としています。生産年齢人口については、平成27年（2015年）の2,847人から令和22年（2040年）の2,025人と、28.9%減少すると推計されています。そのため、歳入の面で見ると、個人町民税が減少していくことが想定されます。また、歳入全体のおよそ半分を占めている地方交付税については、人口や農家戸数などの基礎数値が減少することにより増額は見込めない状況です。

一方歳出面では、人口は減少しても少子高齢化による子育て支援や高齢者福祉などの社会保障関係経費の増加に伴い、扶助費は増加していくものと考えられます。また、そのほかの歳出についても大きな減少は見込まれにくいと考えられます。

以上のことから、本町の財政状況は、今後、より一層厳しいものとなっていくことが想定されます。

3. 公共施設の現状と課題

1. 公共建築物の現状と課題

(1) 施設用途別の保有状況

本管理計画が対象とする施設数は、令和3年3月31日時点で206施設、総延床面積84,711.42㎡です。ただし、これらの施設のうち「旧公民館」等の8施設は解体を予定しており、それらを除くと、198施設、総延床面積は81,807.08㎡で、町民一人当たりでは16.89㎡となっています。

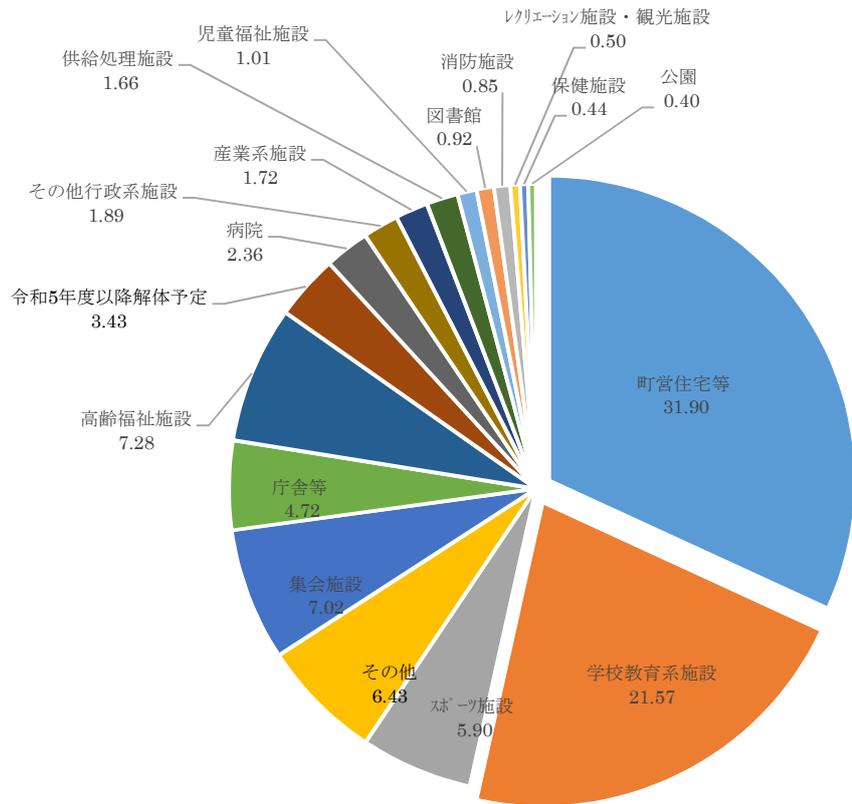
用途別で見ると、町営住宅等施設(27,024.03㎡、31.9%)が最も多く、次に学校施設(18,276.26㎡、21.5%)となっており、この2つの用途で全体の半分以上を占めていることが分かります。

※町民一人当たりの面積の算定は、令和3年3月31日現在住民基本台帳人口(4,843人)を使用

【用途別の面積と割合】

用途別	延床面積(㎡)	割合(%)	主な施設
庁舎等	4,000.94	4.72	中富良野町役場 等
その他行政系施設	1,600.08	1.89	総合車庫、町有車庫 等
消防施設	719.12	0.85	上富良野消防署中富良野支署
学校教育系施設	18,276.26	21.57	中富良野中学校、中富良野小学校、西中小学校 等
スポーツ施設	4,996.08	5.90	総合スポーツセンター、南町パークゴルフ場管理棟 等
レクリエーション施設・観光施設	423.25	0.50	北星ハウス 等
供給処理施設	1,408.27	1.66	資源回収センター、一般廃棄物最終処分場水処理施設
町営住宅等	27,024.03	31.90	寿団地、南寿団地、中央団地 等
公園	338.98	0.40	森林公園管理棟 等
産業系施設	1,460.91	1.72	農産物加工施設 等
集会施設	5,945.52	7.02	農村環境改善センター、ふれあいセンターなかまーる 等
図書館	776.00	0.92	図書館
高齢福祉施設	6,163.54	7.28	こぶし苑、デイサービスセンター 等
児童福祉施設	851.51	1.01	郷土館
保健施設	374.83	0.44	ふれあいセンターなかまーる保健センター
その他	5,449.84	6.43	教職員住宅、西山火葬場 等
病院	1,997.92	2.36	町立病院
令和3年度以降解体予定	2,904.34	3.43	旧公民館、 等
合計	84,711.42	100.00	

延床面積
84,711.42㎡



(2) 建築年別整備状況と耐震化の状況

本町では、昭和58年に現在の庁舎を建築しました。その後、平成元年から平成13年までの期間に、現在使用している学校施設のうち小学校3校について、老朽化した講堂を建替えたほか、総合スポーツセンターの新規整備や中央・弘南・日の出団地等の町営住宅等を整備するなど、延床面積にして29,455.26㎡の施設を整備しました。しかし、これらの施設についても、すでに20年以上を経過しており、庁舎については38年を経過する状況となっています。

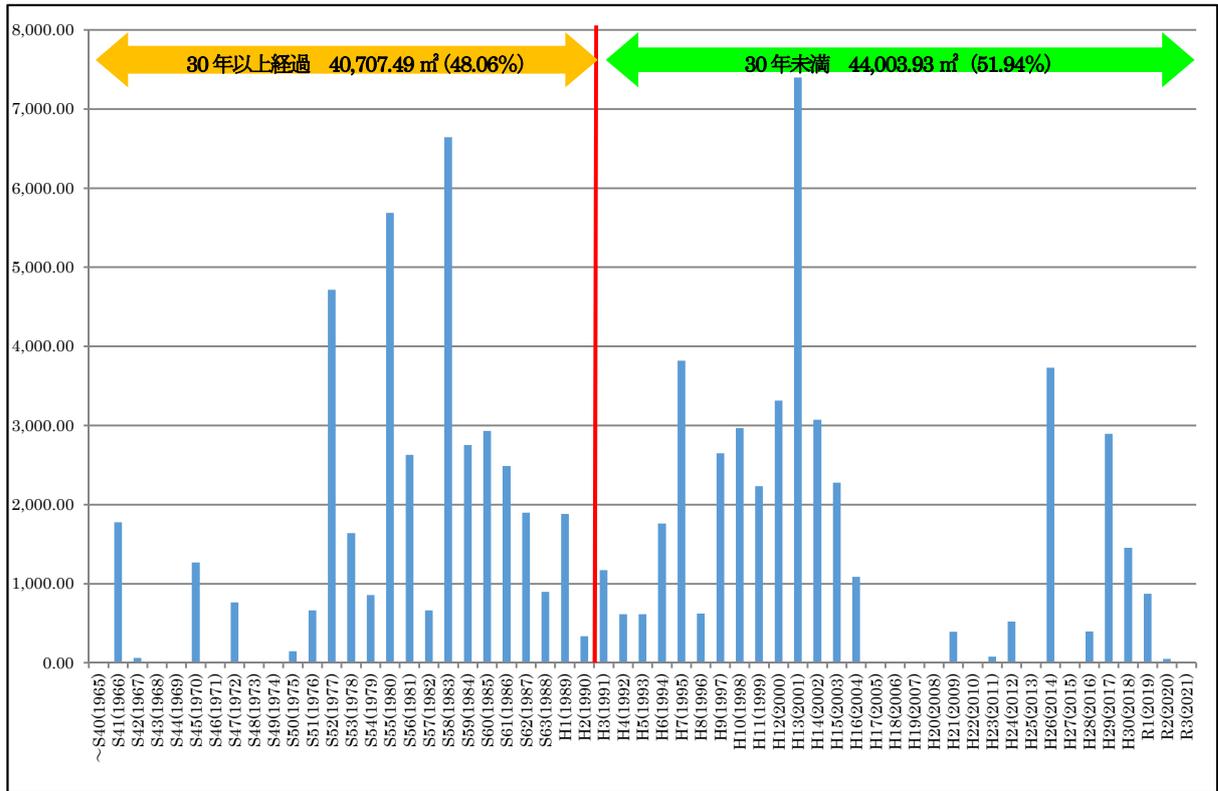
これまで、本町では急激な少子化の影響で児童生徒数が減少していることから、平成27年度に南中小学校、平成30年度に本幸小学校が閉校しました。これにより本町の小学校は4校となり、閉校となった学校施設については、公民館分館として町が管理しています。

令和3年3月31日現在で本町が管理している施設を建築年別に見ると、令和3年(2021年)で建築から30年を経過している施設(平成3年(1991年)以前に建築した施設)は、40,707.49㎡で、全体の48.06%となっています(令和3年度以降に解体予定の施設を含む)。その内容としては、学校教育施設が最も多く15,236.06㎡、町営住宅等が5,769.32㎡、各地区にある集会施設等が3,691.53㎡、教職員住宅が3,409.80㎡などとなっています。

また、耐震化の状況ですが、旧耐震基準となる昭和56年(1981年)以前に建築された施設は20,209.58㎡で、全体の23.86%となります。このうち新耐震基準となった昭和56年6月1日以降に設計し建築された施設が2,627.09㎡あり、それらを除くと17,582.49㎡で、全体の20.75%が旧耐震基準に基づき建築された施設となります。ただし、中富良野小学校校舎は耐震補強を実施し、中富良野小学校講堂・中富良野中学校校舎は新耐震基準に適合する施設であったため、令和3年3月31日現在では全体の90.25%の施設が新耐震基準に基づく耐震性能を有しています。

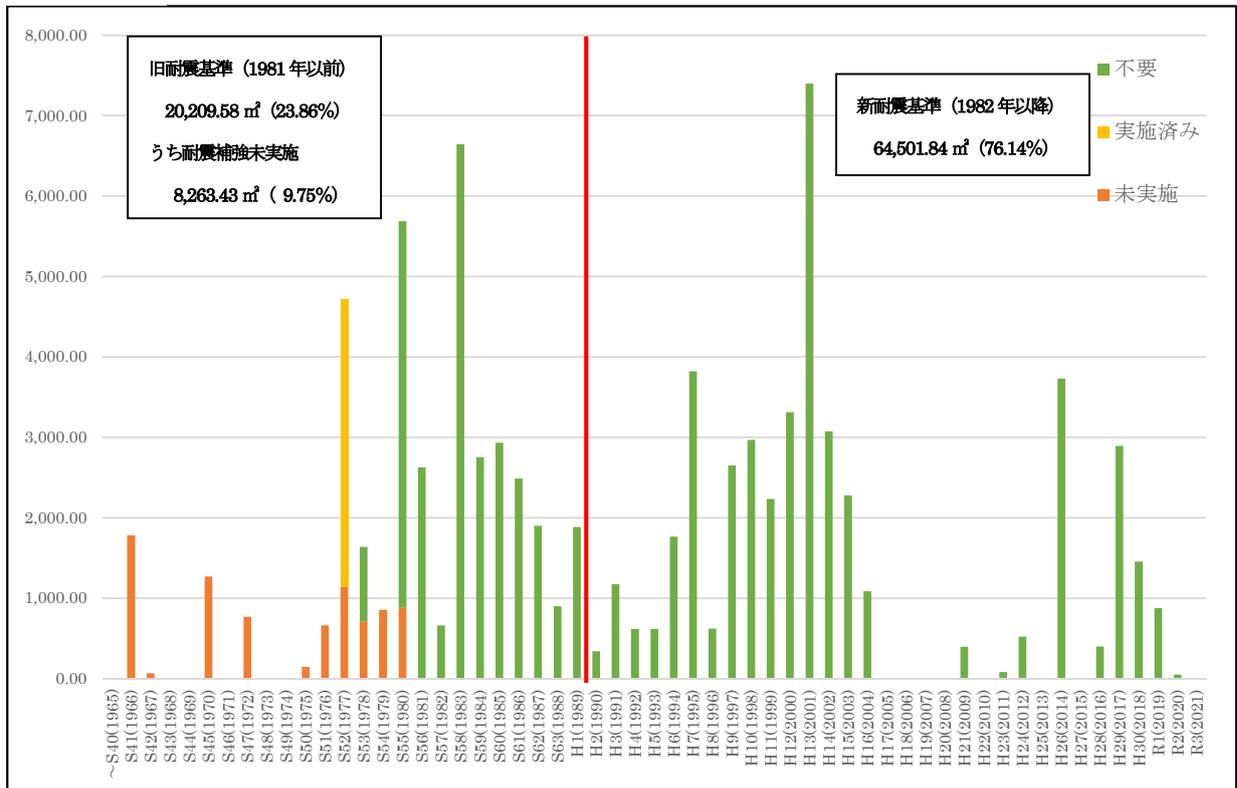
【建築年別整備状況】

(単位：㎡)



【建築年別施設の耐震状況】

(単位：㎡)



資料：公共施設等総合管理計画策定のための公共施設台帳により作成

(3) 課題

前述のとおり、本町の公共建築物については、今後急速に老朽化が進行していきます。

これらの公共建築物の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

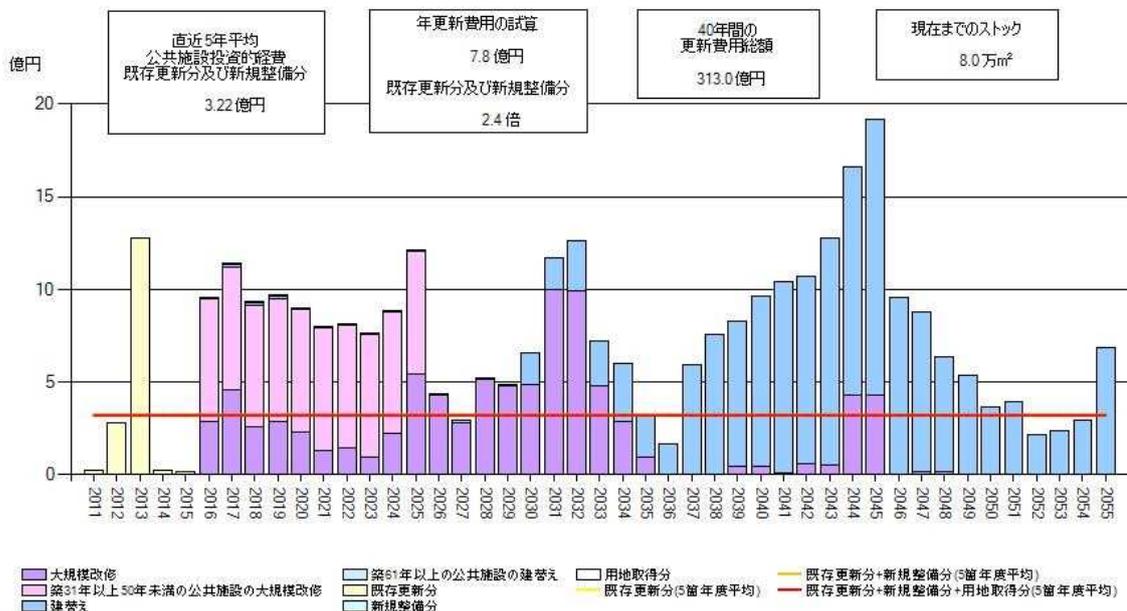
以下の前提条件のもと、一般財団法人地域総合整備財団が開発した「公共施設更新費用試算ソフト」により平成28年度(2016年)から令和37年度(2055年)までの40年間で発生する更新費用を試算すると、総額で約313.0億円(年平均で約7.8億円)となります。

一方で、これまで過去5年間に既存施設の更新・大規模改修などに要した費用は、年平均で3.2億円であり、この支出規模を今後も維持できると仮定しても年間当たり4.6億円が不足することとなります。

《前提条件》 ※一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」仕様書より抜粋

- ・現在保有する公共建築物を耐用年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新するものとする。建築物の種類により建物構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に4段階の単価を更新単価として設定し算定する。
- ・公共建築物については、標準的な耐用年数(日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」とされる60年)を採用することとする。
- ・建築物の耐用年数は60年と仮定するが、建物附属設備(電気設備、昇降機設備等)及び配管の耐用年数が15年であることから、2回目の改修である建設後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建て替えると仮定する。

【公共建築物における将来の更新費用の推計】



※平成29年度以降建て替えない旧公民館、旧町コミュニティセンター等の7施設2,772.21㎡は推計の算定から除く

資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

各公共建築物の更新時期を見ると、建築後30年で行うと仮定している大規模改修が、今後20年程度の間集中する状況となっています。また、令和12年(2030年)以降には、建築後60年を経過する建物があることから建替を毎年行う状況となっており、令和19年(2037年)以降に特に集中している状況となっています。

2. インフラ資産の現状と課題

(1) インフラ資産の状況

道路や上下水道などのインフラ資産は、町民の生活や産業の基盤となる公共施設であり、町民生活や地域の経済活動を支えています。平成28年3月31日時点で本町が保有している主なインフラ資産については、次の表のとおりとなっています。

【主なインフラ資産の保有量】

種別	主な施設	施設数等
道路	町管理道路延長	271.9 km
	町管理道路面積	1710.5 km ²
橋梁	町管理橋梁数	82橋
	町管理橋梁延長	2.9 km
	町管理橋梁面積	16.7 km ²
簡易水道	導水管延長	2.3 km
	送水管延長	7.6 km
	配水管延長	183.4 km
下水道	管渠延長	23.0 km
	排水処理施設	1箇所

(2) 課題

本町インフラ資産のうち、下水道管渠は比較的最近整備したものでありますが、そのほか橋梁や簡易水道などの中には建設から30年を経過しているものもあり、今後老朽化が進行していくことが懸念されます。

以下の前提条件のもと、一般財団法人地域総合整備財団が開発した「公共施設更新費用試算ソフト」により平成28年度（2016年）から令和37年度（2055年）までの40年間で発生する更新費用を試算すると、総額で約471.7億円（年平均で約11.8億円）となります。

一方で、これまで過去5年間に既存施設の更新・大規模改修などに要した費用は、年平均で1.2億円であり、この支出規模を今後も維持できると仮定しても年間当たり10.6億円が不足することとなります。

＜前提条件＞ ※一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」仕様書より抜粋

・道路

道路の全整備面積を道路の耐用年数（15年）で割った面積の舗装部分を毎年度更新（舗装の打替え）していくと仮定し、更新単価を一般道路（4,700円/m²）で設定しそれを乗じて算定する。

・橋梁

整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定し、面積に更新単価をPC・RC橋（425千円/m²）と鋼橋（500千円/m²）と設定して算定する。

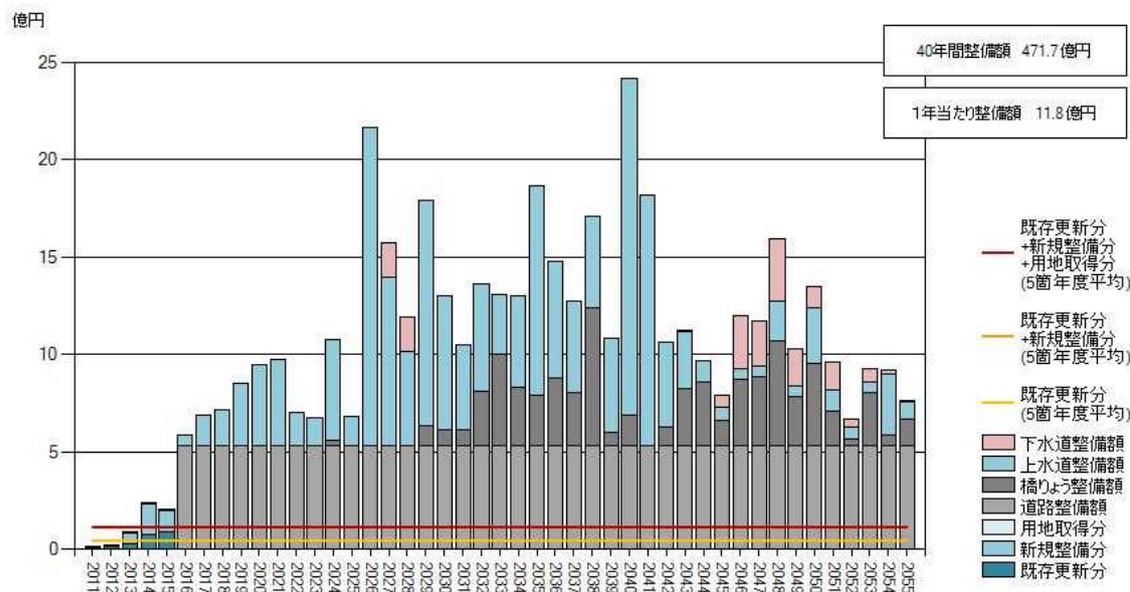
・簡易水道

管の耐用年数を40年とし、管径別延長に更新単価を導水管・送水管（300mm未満100千円/m）と配水管（150mm以下97千円/m・151～200mm以下100千円/m・251～300mm以下106千円/m）と設定して算定する。

・下水道

管の耐用年数を50年とし、管径別延長に更新単価を250mm以下（61千円/m）と251～500mm以下（116千円/m）と設定して算定する。

【インフラ資産における将来の更新費用の推計】



資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

橋梁については、整備から60年で更新することとしており、最も面積の大きい橋梁の更新が令和17年（2035年）に想定されています。

また、簡易水道については、昭和61年（1986年）から平成13年（2001年）に整備した配水管の更新時期が令和8年（2026年）から令和23年（2041年）に想定されています。

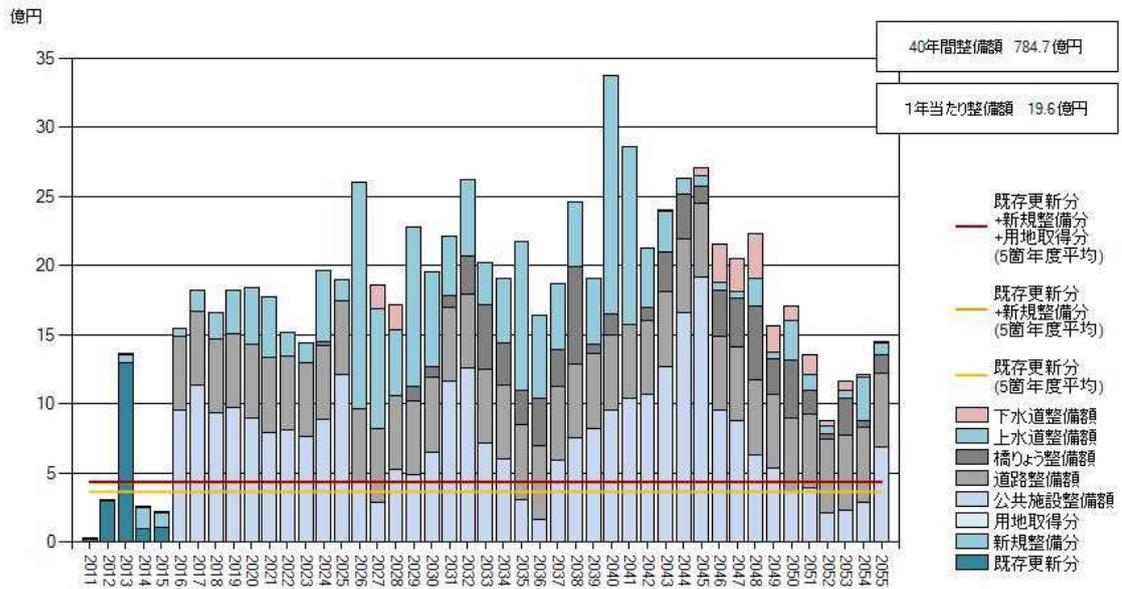
下水道については、平成5年（1993年）に最も古い管が設置されており、その更新が令和25年（2043年）から始まって、令和28年（2046年）から令和33年（2051年）に大量に更新時期を迎えることと想定されています。

3. 人口の推移と将来の負担額について

前述のとおり、今後25年の間に、本町の人口は5,214人から3,991人に減少すると推計されており、約24%の減少率となる見込みです。また、現在の公共施設等を全て保有し続けた場合の公共建築物とインフラ資産を合わせた公共施設全体の将来の更新費用を試算すると、今後40年で784.7億円、年平均で19.6億円となります。これは、本町の一般会計年間予算におけるおよそ4割に相当する額であり、公共施設等の維持管理に要する費用が町全体の会計を圧迫する状況となることが予想されます。

また、年平均の費用について人口の推移と合わせて見ると、1人当たりの負担額は、平成27年（2015年）と比較して令和22年（2040年）には約1.30倍、生産年齢人口では約1.40倍となることが予想されます。

【将来の更新費用の推計（公共建築物及びインフラ資産の合計）】



資料：一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

【人口の推移と一人当たり負担額の推移】

	H 2 7 (2015)	R 2 (2020)	R 7 (2025)	R 1 2 (2030)	R 1 7 (2035)	R 2 2 (2040)
総人口予測	5,214 人	4,947 人	4,725 人	4,467 人	4,230 人	3,991 人
人口一人当たり 負担額	375,911 円	396,199 円	414,814 円	438,773 円	463,356 円	491,104 円
生産年齢人口	2,847 人	2,635 人	2,508 人	2,314 人	2,172 人	2,025 人
生産年齢人口一人 当たり負担額	688,443 円	743,833 円	781,499 円	847,018 円	902,394 円	967,901 円

※資料：令和3年3月策定の「第2期中富良野町地域総合戦略」における「中富良野町人口ビジョン（改訂版）」
と一般財団法人地域総合整備財団「公共施設更新費用試算ソフト」により作成

4. 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町における公共施設等の現状や課題に対応し、将来の人口減少を見越した長期的な視点で、持続可能な財政運営を図りながら公共施設等を管理していく必要があります。令和3年3月策定の「第2期中富良野町地域総合戦略」における「中富良野町人口ビジョン(改訂版)」は、今後25年で本町の人口はおよそ24%減少すると推計されています。この減少率を考慮すれば、町民一人当たりの負担を増加させないためには、公共施設等についても同様に今後25年で24%削減することで釣り合いが取れることとなります。ただし、公共建築物については各地区に建てられている集会施設や学校などもあり、単純に削減することが難しい施設も多くあるため、今後の全体的なまちづくりの中で、利活用の状況や老朽化の状況を考慮しながら検討しなければなりません。また、公共施設等には道路や橋梁、上下水道などのインフラ資産も含まれており、町民生活を支える重要な施設であることから、安易に削減することはできません。

公共施設等総合管理計画は、単に公共施設等を削減するために投資を抑制する計画ではありません。厳しい財政状況の中でも長期的な視点を持って公共施設等の老朽化対策を進めるために、今後の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化することを目的とした計画です。本町が所有する全ての財産を経営資源と捉え、計画的な予防保全による長寿命化、既存施設や土地などの効率的な活用による維持管理経費の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進し、財政負担の軽減を図りながら町民が必要とする行政サービスの維持向上を目指します。

2. 全庁的な取組体制、PDCAサイクルの推進

関係部局との連携を図り公共施設マネジメントを推進するとともに、PDCAサイクル(計画立案、事業実施、事業評価、改善策等検討)に沿った進捗管理を行い、適切なタイミングで目標や方針の見直しを実施します。

3. 公共施設等の管理への取り組み方針

公共施設等の管理に関して、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」(平成26年4月22日策定(令和4年4月1日改訂)財務調査課長通知)を基本として以下のように推進します。

(1) 点検・診断等の実施方針

建築物等の安全性を確保するため、学校や町営住宅等一定の用途・規模を満たす公共建築物については、建築物及び建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられています(建築基準法第12条)。そのほか、電気設備や機械設備などについても各種法令により定期点検が義務付けられています。また、法定点検が義務付けられている公共建築物以外についても、今後継続して活用することが確実に見込まれている施設等については、予防保全による維持管理の観点から施設等の現状や経年劣化の状況などの点検・診断を行い、その結果に応じて、施設等の機能・性能の維持を計画的に実施します。

インフラ資産についても、町営住宅等や橋梁など長寿命化計画を策定しているものがありますが、それ以外についても、現状の維持を基本として、予防保全による維持管理ができるよう点検・診断の実施を図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来は、劣化や損傷が発生した場合にその都度対応する事後保全の修繕を行ってきました。しかし、劣化等が顕著になるまで修繕等を行わない場合、それに起因する事故が発生したり緊急的な大規模修繕が必要になるなどの恐れがあります。このような状況を回避するためにも、前段でも述べておりますが、点検等の結果を受けて計画的な修繕等を行う予防保全型の維持管理を実施することで、施設等の長寿命化を図り長期的な維持管理費を縮減・平準化していきます。

新たな施設整備や更新については、必要な公共施設等に限り行うこととし、その際は、施設の複合化、集約化、PPP/PFI導入による民間活力の活用など、効果的・効率的な方法を検討します。

インフラ資産も、点検等の結果に基づき、優先度に応じて計画的に修繕等を行い、これまでの経過も含めてその状態や対応状況を適切に把握することで、今後の点検等に活用できるようにします。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断の結果により、劣化等による事故の危険性が高い箇所については、速やかに対処することとします。その際には、公共施設等の効率的な活用方法を検討することとしますが、用途を廃止し今後も活用する見込みのない老朽化した公共施設等については、売却や解体も含め検討します。また、高い危険性が認められる施設で解体を実施していない場合については、立入禁止の措置を講ずるなど、十分な安全確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

本町では、災害に強いまちづくりを実現し町民の生命、財産等を保護することを目的として、中富良野町地域防災計画を策定しています。この中では、防災上重要な公共建築物の耐震性の確保を推進するとしています。公共建築物の多くは、災害が発生した際に地域住民の避難場所として活用され、また、情報収集や災害対策を行う拠点ともなります。このため、日常の安全性の確保に加え、災害時においても十分に施設の機能を発揮するため耐震化を進める必要があります。

本町の耐震化の状況については、「3. 公共施設の現状と課題」で述べていますが、現行の耐震基準を満たしていない公共建築物は全体の9.75%（8,263.43㎡）となっています。ただし、この中には建替えが行われている弘北団地や、解体が予定されている、旧公民館・旧中富良野町コミュニティセンターなども含まれています。そのため、建替えや解体がすでに見込まれる施設等を除けば、新耐震基準に基づく耐震基準を満たしていない公共建築物は6.84%（5,795.75㎡）となります。これらについては、第6期なかふらのまちづくり総合計画実施計画と整合性を図りながら、公共施設等の管理への取組方針を踏まえ、今後も必要とする施設等については耐震診断・耐震化を図るよう適正な管理に努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

将来にわたって利用する見込みのある公共施設等については、予防保全型の維持管理を実施することにより、施設の長寿命化を図りその安全性や機能性を確保するとともに、施設の

トータルコストの縮減に取り組みます。すでに長寿命化計画を策定している個別の施設等については、本計画を基本として継続的に見直しを行い、各長寿命化計画に基づく維持管理等を実施することとします。また、それ以外の施設等については、必要に応じて本計画を基本とした長寿命化計画等の策定を図っていきます。

(6) 統合や廃止の方針

公共施設等については、必要なサービスの水準を維持しながら、その総量が本町の規模にあうものとなるよう適正化を図っていく必要があります。第6期なかふらのまちづくり総合計画に基づくまちづくりを実施していく中で、各個別の施設等の利用状況や維持管理に要する経費、老朽化の度合いなど、施設に関する情報を整理し、各施設の必要性を検討しなければなりません。そのうえで、必要性が認められない施設があれば、議会や町民と十分に協議を行い、調整を図りながら、施設の統合や廃止などを検討します。

また、財源の確保や維持管理経費の削減などの観点から、用途を廃止した施設や未利用となっている町有財産などについては、売却・貸付なども含め検討を進めることとします。

近年の本町での取り組みとしては、「旧公民館」・「旧中富良野町コミュニティセンター」の2施設を廃止し、複合施設である「ふれあいセンターなかまーる」を建築しました。これにより、維持管理経費の削減が図られています。

平成23年度より民間事業者が建築した賃貸住宅に対し、本町が補助を行う事業も実施しています。このように、町が新たに公共施設等を整備するばかりでなく、民間活力なども積極的に活用しながらまちづくりに取り組める方法を検討します。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

従来は、壊れてから修繕する事後保全の対応により維持管理を行ってきましたが、予防保全の考えを重視するため、計画的な維持管理等の実施や公共施設整備基金等の有効活用により、事業や財源の平準化を図っていきます。

現在、本町では各施設等を所管する課が第6期なかふらのまちづくり総合計画実施計画で優先順位を付けたうえで修繕等の維持管理を行っています。そのため、各施設等の情報についても、所管課でのみ管理している状況となっています。本計画の実施については、第6期なかふらのまちづくり総合計画を基本とすることから、各施設等の所管課をはじめ企画担当係や財政担当係まで庁内を横断して情報を共有し、それを踏まえたうえで財政計画や公共施設等の状況などを総合的に判断して、計画的に公共施設等の管理を行う必要があります。

公共施設等総合管理計画を全庁的な取り組みとしていくためには、公共施設等の現状や計画策定の意義などを職員が十分に理解し、これまで行ってきた事後保全による施設維持管理から予防保全と経営的視点に立った計画的な施設維持管理へと方向転換を行い、社会経済状況や町民のニーズの変化に対応していかなければなりません。そのため、職員の啓発に努め、コスト意識の向上に努めていくものとします。

また、町民との協働のまちづくり推進に向けて、公共施設等における現状や問題の共有化を図るため、情報の提供を推進します。

(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状態を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を推進します。

(9) 脱炭素化の推進方針

公共施設等の長寿命化や更新にあたっては、再生可能エネルギー設備等の導入検討や省エネ設備の導入促進など、中富良野町地球温暖化対策実行計画との整合性を図りながら、脱炭素化の取組を推進します。

4. フォローアップの実施方針

本計画については、第6期なかふらのまちづくり総合計画を基本としているため、この改訂に合わせて本計画の内容の見直しを行います。また、毎年度、新年度予算編成前に見直しを行っている第6期なかふらのまちづくり総合計画実施計画と整合性を図りながら、今後のまちの財政状況や町民のニーズの変化に対応するため、本計画の進捗状況を把握し、必要に応じて随時計画の内容や対象施設等について見直しを行うこととします。